

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第五号」を「次条第一項第六号」に改め、同条第二号中「次条第一項第八号」を「次条第一項第九号」に改める。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十

五条に規定する認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内

第二条第二項ただし書中「第四号、第五号及び第八号」を「第五号、第六号及び第九号」に改める。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項の表第二条第一項第二号及び第五号から第八号までの項中「第五号から第八号」を「第六号から第九号」に改め、同表第二条第二項（同条第一項第一号及び第四号に係る部分を除く。）の項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。